収入印紙

運　送　契　約　書

茅ヶ崎市長選挙候補者＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　使　用　目　的　　公職選挙法第１４１条の規定に基づき、選挙運動のために使用する。

２　車種及び登録番号又は車両番号

３　台　　数　　１　台

４　運送契約期間　　令和８年１０月　　日から令和８年１０月　　日までの　　日間

５　契　約　金　額　　円　（税込）

（内訳　１日　　円（税込）×　　日間）

６　請求及び支払　　この契約に基づく契約金額については、乙は、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき茅ヶ崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、茅ヶ崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は茅ヶ崎市に請求できない。

７　そ　の　他

令和８年　　月　　日

甲　茅ヶ崎市長選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者

候補者とタクシー・ハイヤー等会社とで契約を交わします。各々が一部ずつ保管します。写しを一部選挙管理委員会に提出します。

車 両 賃 貸 借 契 約 書

茅ヶ崎市長選挙候補者＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿
（以下「乙」という。）は、車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使　用　目　的　　公職選挙法第１４１条の規定に基づき、選挙運動のために使用する。

２　車種及び登録番号
　　又は車両番号

３　台　　数　　１台

４　運送契約期間　　令和８年１０月　　日から令和８年１０月　　日までの　　日間

５　契　約　金　額　　円　（税込）

（内訳　１日　　円（税込）×　　日間）

６　使用上の義務等　　甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払　　この契約に基づく契約金額については、乙は、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき茅ヶ崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
　なお、茅ヶ崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は茅ヶ崎市に請求できない。

８　そ　の　他

令和８年　　月　　日

甲　茅ヶ崎市長選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者

候補者とレンタル会社とで契約を交わします。各々が一部ずつ保管します。写しを一部選挙管理委員会に提出します。

選挙運動用自動車燃料供給契約書

茅ヶ崎市長選挙候補者＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間及び供給量　令和８年１０月　　日から令和８年１０月　　日まで

燃料供給総量（予定総量）＿＿＿＿＿＿＿＿ℓ

２　供給場所　所在地

名　称

３　燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号

４　供給する燃料の種類

５　契約金額　　円　（税込）

ただし、１ℓ当たり金＿＿＿＿＿＿＿＿円とし、燃料供給量が１に定める予定総量に満たない場合は、供給量に＿＿＿＿＿＿＿＿円を乗じた金額とする。

６　請求及び支払　この契約に基づく契約金額については、乙は、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき茅ヶ崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は茅ヶ崎市に請求できない。

７　その他

令和８年　　月　　日

甲　茅ヶ崎市長選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者

候補者と石油販売会社とで契約を交わします。各々が一部ずつ保管します。写しを一部選挙管理委員会に提出します。

自 動 車 運 転 契 約 書

茅ヶ崎市長選挙候補者＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　令和８年１０月　日から令和８年１０月　日までの　日間
原則として毎日　時　分から　時　分まで

２　契約金額　円　（１日につき　円）

３　運転する車両の車種及び登録番号又は車両番号

４　請求及び支払　この契約に基づく契約金額については、乙は、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき茅ヶ崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、茅ヶ崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は茅ヶ崎市に請求できない。

６　その他

令和８年　月　日

甲　茅ヶ崎市長選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者又は氏名

候補者と自動車運転員とで契約を交わします。各々が一部ずつ保管します。写しを一部選挙管理委員会に提出します。

収　入
印　紙

選挙運動用ポスター作成契約書

茅ヶ崎市長選挙候補者＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　公職選挙法第１４３条第１項第５号に定めるポスター

２　数　　量　　枚

３　契　約　金　額　　円　（税込）
（単価　　円　　銭（税込））

４　納　入　期　限　　令和８年　　月　　日

５　請求及び支払　　この契約に基づく契約金額については、乙は、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき茅ヶ崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、茅ヶ崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は茅ヶ崎市に請求できない。

６　そ　の　他

令和８年　　月　　日

甲　茅ヶ崎市長選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者

候補者と印刷会社とで契約を交わします。各々が一部ずつ保管します。写しを一部選挙管理委員会に提出します。

収入印紙

選挙運動用ビラ作成契約書

茅ヶ崎市長選挙候補者＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　公職選挙法第１４２条第１項第６号に定めるビラ

２　数　　量　　枚

３　契約金額　　円　（税込）
（単価　　円　　銭（税込））

４　納入期限　令和８年　　月　　日

５　請求及び支払　この契約に基づく契約金額については、乙は、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき茅ヶ崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、茅ヶ崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は茅ヶ崎市に請求できない。

６　そ　の　他

令和８年　　月　　日

甲　茅ヶ崎市長選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者

候補者と印刷会社とで契約を交わします。各々が一部ずつ保管します。写しを一部選挙管理委員会に提出します。